

第48回全国育樹祭 宮城県実行委員会 第5回総会 資料 【書面開催】



第48回全国育樹祭イメージソング
♪『緑のたましい』♪

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会
第5回総会資料 目次

1 付議事項

第1号議案 令和6年度事業報告（案）について

令和6年度事業報告（案）…………… 1

（参考）令和6年度事業実施状況 …………… 4

第2号議案 令和6年度収支決算（案）について

令和6年度収支決算（案）…………… 5

監査報告書…………… 6

2 報告事項

第48回全国育樹祭 開催に向けた今後のスケジュール…………… 7

（参考）

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会則 …………… 8

令和6年度事業報告（案）

I 開催準備事業

1 実行委員会等運営

全国育樹祭の開催に向けた諸準備や、関係する各行事を実施するために、実行委員会の総会、総合企画委員会を開催し、必要な協議を行った。

(1) 第3回総会（書面）

承認日 令和6年7月16日（火） ※書面決議書を集約・決定した日

概要

第1号議案 令和5年度事業報告（案）について

第2号議案 令和5年度収支決算（案）について

◆全て原案のとおり承認可決

(2) 第4回総会

開催日 令和7年3月24日（月）

開催場所 江陽グランドホテル4階＜銀河の間＞

出席者 実行委員会構成員（代理含む）39名

概要

イ 議事

第1号議案 第48回全国育樹祭実施計画（案）

第2号議案 第48回全国育樹祭宿泊輸送等計画（案）

第3号議案 令和7年度事業計画（案）

第4号議案 令和7年度収支予算（案）

◆全て原案のとおり承認可決

ロ 報告事項

(1) 令和6年度事業実施状況報告

(2) カウントダウンフォトの概要

(3) 第48回全国育樹祭協賛受領の状況

(4) 第48回全国育樹祭開催準備経過及び今後のスケジュールについて

(3) 第3回総合企画委員会

開催日 令和6年8月30日（金）

開催場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

(1) 第48回全国育樹祭実施計画（素案）について

(2) 第48回全国育樹祭宿泊輸送等計画（素案）について

報告事項

(1) 第48回全国育樹祭 今後のスケジュール

(2) 1年前記念行事について

(3) みどりの少年団活動発表大会 県大会について

(4) 第48回全国育樹祭庁内協力員「WAKABA」について

(4) 第4回総合企画委員会

開催日 令和6年11月21日(木)

開催場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

(1) 第48回全国育樹祭実施計画(中間案)について

(2) 第48回全国育樹祭宿泊輸送等計画(中間案)について

報告事項

(1) 第47回全国育樹祭 FUKUI2024 の報告

(2) 1年前記念行事の実施報告について

(5) 第5回総合企画委員会

開催日 令和7年2月5日(水)

開催場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

(1) 第48回全国育樹祭実施計画(最終案)について

(2) 第48回全国育樹祭宿泊輸送等計画(最終案)について

(3) 令和7年度事業計画(案)について

(4) 令和7年度収支予算(案)について

報告事項

(1) 宮城県みどりの少年団活動発表大会の開催について

(2) カウントダウンフォートの開始について

(3) 第48回全国育樹祭協賛受領の状況について

2 実行委員会事務局運営

水産林政部全国育樹祭推進室内に設置した事務局において、関係事務を処理するとともに、関係機関との連絡・調整を行った。

3 実施計画の策定

令和6年3月に策定した基本計画に基づき、お手入れ行事、式典行事、併催・記念行事及び歓迎レセプション等に関する運営、アトラクション等の演出、会場仮設物等の設置等の詳細な実施内容を定めた、「第48回全国育樹祭実施計画」について、総合企画委員会での検討を経て、第4回実行委員会総会において承認・決定した。

4 宿泊輸送等計画の策定

参加者の宿泊・輸送方法等について定めた「第48回全国育樹祭宿泊輸送等計画」について、総合企画委員会での検討を経て、第4回実行委員会総会において承認・決定した。

5 広報・普及啓発

大会広報用のチラシ・ポスターを作成し、学校や地域の主要施設への配架したほか、のぼりや木製ノベルティ等を製作し、県内各地で開催された記念行事等で配布した。また、公式ホームページの運営や各種広報媒体を活用し、気運醸成を図った。

Ⅱ 式典運営・会場設営事業

1 緑の贈呈苗木の育成

式典行事において全国緑の少年団へ贈呈する苗木について、選定や協賛に係る調整を進め、県内みどりの少年団への配布、育成依頼等を行った。

2 式典等で使用する木製品の製作

お手入れ行事で使用する道具類や参加者へ配布する記念品を製作したほか、協賛企業や宮城県緑化推進委員会の協力を得て、参加者用の木製ベンチや会場装飾用の木製プランター等の製作を進めた。

Ⅲ 併催・記念行事開催事業

1 『昭和万葉の森』植樹祭2024

- (1) 主 催：宮城県、公益社団法人宮城県緑化推進委員会
- (2) 開 催 日：令和6年11月9日（土）
- (3) 会 場：昭和万葉の森
- (4) 参 加 者：442名（うち来賓26名（大衡村長、県議会議員、大衡村議会議員、行政区長 ほか））
- (5) 行事内容：昭和30年に県内で初めて全国植樹祭を行った会場で、昭和天皇・香淳皇后がお手植えされたアカマツ由来の苗木を利用し、県民参加型の植樹祭を実施

2 国民参加の森林づくりシンポジウム

- (1) 主 催：宮城県、公益財団法人森林文化協会、公益社団法人国土緑化推進機構、株式会社朝日新聞社
- (2) 開 催 日：令和6年11月16日（土）
- (3) 会 場：東北大学百周年記念会館 川内萩ホール
- (4) 参 加 者：318名（うち来賓7名（利府町長、大衡村長、県議会議員））
- (5) 行事内容：基調講演、パネルディスカッション 等

3 宮城県みどりの少年団活動発表大会

- (1) 主 催：宮城県、公益社団法人宮城県緑化推進委員会
- (2) 開 催 日：令和7年2月8日（土）
- (3) 会 場：白石市文化体育活動センターホワイトキューブ「大林組コンサートホール」
- (4) 参 加 者：168名
- (5) 行事内容：県内みどりの少年団による活動発表 等

4 全国育樹祭記念行事

県内市町村、関係団体等が実施する植樹や育樹に関するイベントを記念行事として連携し、全国育樹祭の普及啓発を行った。

月 日	経 過
4月 1日	第48回全国育樹祭宮城県実行委員会事務局看板引渡式 …写真①
6月12日	第48回全国育樹祭宮城県実行委員会 第3回総会（書面）
8月30日	第48回全国育樹祭 第3回総合企画委員会 （実施計画、宿泊輸送等計画素案を審議）
9月28日	第49回宮城県みどりの少年団大会 （育樹祭行事で使用するプランター製作） …写真②
10月19日	第47回全国育樹祭（福井県）（～21日） …写真③ （式典行事で次期開催県挨拶/宮城県PRブース設置）
11月 9日	『昭和万葉の森』植樹祭2024 …写真④ （昭和30年全国植樹祭会場で記念植樹）
11月16日	第48回全国育樹祭1年前プレイベント （国民参加の森林づくりシンポジウム） …写真⑤
11月21日	第48回全国育樹祭 第4回総合企画委員会 （実施計画、宿泊輸送等計画中間案を審議）
12月11日	知事定例記者会見にて開催日の公表
2月 5日	第48回全国育樹祭 第5回総合企画委員会 （実施計画、宿泊輸送等計画最終案を審議）
2月 8日	宮城県みどりの少年団活動発表大会 …写真⑥
3月24日	第48回全国育樹祭宮城県実行委員会 第4回総会



【各地で気運醸成に係る取組】

県内各地の全国育樹祭記念行事に参加し、普及・啓発活動を実施しました。



9/15 しろいし蔵王高原マラソン大会(白石市)



12/8 南三陸林業フェスティバル(南三陸町)

令和6年度収支決算(案)

【収入の部】

(単位：円)

区 分	予算額 ①	決算額 ②	比較増減 ② — ①	備考
負 担 金	38,995,000	39,339,878	344,878	宮城県負担金 38,995,000 森林文化協会負担金 344,878
繰 越 金	0	2,458,288	2,458,288	令和5年度繰越金
諸 収 入	0	7,407,349	7,407,349	協賛金(19件) 7,390,000 預金利息 17,349
合 計	38,995,000	49,205,515	10,210,515	

【支出の部】

(単位：円)

区 分	予算額 ①	決算額 ②	比較増減 ① — ②	備考
開催準備費	19,189,000	16,814,521	2,374,479	
実行委員会等 運営費	1,244,000	448,967	795,033	実行委員会及び事務局運営
計画策定費	10,395,000	9,776,533	618,467	実施計画及び宿泊輸送等計画策 定費
広報費	7,550,000	6,589,021	960,979	大会ポスター・チラシ、ハルティグッ ズ製作
式典運営費	9,362,000	2,855,775	6,506,225	大会用品、参加者記念品購入
併催・記念行事費	10,444,000	6,969,754	3,474,246	1年前プレイベント開催費等
合 計	38,995,000	26,640,050	12,354,950	

収入決算額 (A) ・ ・ ・ 49,205,515

支出決算額 (B) ・ ・ ・ 26,640,050

繰越額 (A—B) ・ ・ ・ 22,565,465

監 査 報 告 書

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会則第14条の規定に基づき、令和6年度における収支決算に関する証拠書類及び関係帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認め、報告します。

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会

会 長 村 井 嘉 浩 殿

令和7年 6 月 3 日

監 事 宮城県会計管理者兼出納局長

佐々木 真  印

第48回全国育樹祭 開催に向けた今後のスケジュール

年度	時 期	内 容
令和7年度	4月 4日	式典一般参加者募集開始（～5月23日㍻）
	4月 7日	第48回全国育樹祭宮城県実施本部 設置
	6月	<u>第5回実行委員会総会（書面開催）</u> ・令和6年度事業報告・収支決算 等
	7月頃	宮内庁事前調査 ※日程調整中
	9月 6日	式典行事リハーサル
	9月25日	式典行事総合リハーサル
	9月27日	お手入れ行事リハーサル
	10月 4日	式典行事前日リハーサル
	10月 4日 ～6日	第48回全国育樹祭 ・お手入れ行事（4日） ・式典行事（5日） ・懇談会（歓迎レセプション）（4日） 【併催・記念行事】 ・育林交流集会（4日） ・全国緑の少年団活動発表大会（4日） ・森林・林業・環境機械展示実演会（5～6日）
	2月頃	第6回総合企画委員会
	3月	<u>第6回実行委員会総会</u> （大会開催報告、決算報告 等）

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、第48回全国育樹祭宮城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、第48回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、宮城県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、宮城県議会議長、宮城県副知事、公益社団法人宮城県緑化推進委員会理事長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、宮城県会計管理者をもって充てる。
- 6 参与は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、財務を監査する。
- 5 参与は、育樹祭の具体的運営方法に関し助言する。

(任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、宮城県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の改廃に関すること。

(2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 総合企画委員会

(総合企画委員会)

第9条 実行委員会に総合企画委員会を置く。

2 総合企画委員会は、委員長、副委員長、委員（以下「総合企画委員」という。）をもって構成する。

3 総合企画委員は、会長が指名した者をもって充てる。

4 総合企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 第6条及び第7条の規定は、総合企画委員会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「総合企画委員」と読み替えるものとする。

- 6 総合企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1) 総会に付議すべき事項で、特に必要と認められる事項に関すること。
 - (2) 第8条第3項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の開催に必要な事項に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 第8条第4項から第8項までの規定は、総合企画委員会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「総合企画委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「実行委員」とあるのは「総合企画委員」と読み替えるものとする。
- 8 前各号に定めることのほか、総合企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- (専門部会)
- 第10条 総合企画委員会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
 - 3 専門部会で決議した事項については、委員長の承認を得ることにより、総合企画委員会の決定とすることができる。
 - 4 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第5章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第6章 事務局

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を宮城県水産林政部内に置く。
- 2 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 経費及び会計

(経費)

- 第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

- 第14条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければ

ならない。

(会計)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、宮城県に帰属するものとする。

第9章 補則

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年8月25日から施行する。

2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和6年3月31日までとする。

別表第1（第4条関係）

役 職	所 属	職 名	役 職	所 属	職 名
会 長	宮城県	知 事	委 員	宮城県小学校長会	会 長
副会長	宮城県議会	議 長		宮城県中学校長会	会 長
	宮城県	副知事		宮城県高等学校長協会	会 長
	公益社団法人宮城県緑化推進委員会	理事長		宮城県私立中学高等学校連合会	会 長
委 員	林野庁東北森林管理局	局 長		仙台市小学校長会	会 長
	白石市	市 長		仙台市中学校長会	会 長
	利府町	町 長		宮城県警察本部	本部長
	宮城県市長会	会 長		宮城県教育委員会	教育長
	宮城県町村会	会 長		宮城県議会事務局	事務局長
	宮城県議会農林水産委員会	委員長		宮城県総務部	部 長
	宮城県市議会議長会	会 長		宮城県復興・危機管理部	部 長
	宮城県町村議会議長会	会 長		宮城県企画部	部 長
	独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家	所 長		宮城県環境生活部	部 長
	公益財団法人宮城県スポーツ協会	理事長		宮城県保健福祉部	部 長
	宮城県森林組合連合会	代表理事会長		宮城県経済商工観光部	部 長
	宮城県木材協同組合	理事長		宮城県農政部	部 長
	宮城県林業振興協会	会 長		宮城県水産林政部	部 長
	宮城県農林種苗農業協同組合	代表理事組合長		宮城県土木部	部 長
	宮城県みどりの少年団連盟	会 長	監 事	宮城県	会計管理者 兼出納局長
	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会	会 長	参 与	株式会社河北新報社	代表取締役社長
	宮城県農業協同組合中央会	代表理事会長		株式会社朝日新聞社仙台総局	総局長
	宮城県漁業協同組合	代表理事組合長		株式会社毎日新聞社仙台支局	支局長
	宮城県商工会議所連合会	会 長		株式会社読売新聞東京本社東北総局	総局長
	宮城県商工会連合会	会 長		株式会社産業経済新聞社仙台支局	支局長
	宮城県中小企業団体中央会	会 長		株式会社日本経済新聞社仙台支局	支局長
	公益社団法人宮城県観光連盟	代表理事会長		株式会社時事通信社仙台支社	支社長
	公益社団法人宮城県物産振興協会	会 長		一般社団法人共同通信社仙台支社	支社長
	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長		日本放送協会仙台放送局	局 長
	公益社団法人宮城県バス協会	会 長		東北放送株式会社	代表取締役社長
	一般社団法人宮城県タクシー協会	会 長		株式会社仙台放送	代表取締役社長
	東日本旅客鉄道株式会社東北本部	執行役員東北本部長		株式会社宮城テレビ放送	代表取締役社長
	仙台国際空港株式会社	代表取締役		株式会社東日本放送	代表取締役社長
	仙台空港鉄道株式会社	代表取締役社長		株式会社エフエム仙台	代表取締役社長